

第4章

環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまちの施策

4.1 安全で快適な生活環境の確保

市では、騒音、振動、大気、水質等の状況等について一般環境調査を継続的に実施し、状況の把握に努めています。近年の傾向として生活騒音・臭い等、近隣関係による環境トラブルの苦情や相談が増加しており、啓発活動や指導に努めています。

●公害等の防止に係る対策の推進

簡易測定による二酸化窒素調査（環境対策課）

自動車排出ガス（二酸化窒素）大気汚染状況調査

調査方法 各測定地点に簡易測定器（フィルターバッジ）を24時間取り付け、付着した二酸化窒素の濃度を測定します。

調査期間 令和5年12月20日(水)～12月21日(木)

環境基準 1日の平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下。

調査結果 0.023～0.034ppmであり、昨年度に比べて高い値となりました。交通量の多い交差点で最高値を計測しましたが、環境基準値内です。二酸化窒素濃度は、気象条件等による影響を受ける場合があります。

(単位：ppm)

	測定場所			測定結果				
	路線番号	(愛称名)	測定地点	R5年度	R4年度	R3年度	R2年度	H31年度
	実施日時			12月20日	12月22日	12月20日	1月7日	10月30日
	天候			晴	晴	晴	晴	晴
1	都道5号線	(青梅街道)	芋窪交差点	0.023	0.013	0.017	0.009	0.014
2	都道5号線	(青梅街道)	奈良橋交差点	0.026	0.014	0.021	0.010	0.014
3	都道128号線	(志木海道)	清水観音堂前	0.025	0.015	0.021	0.012	0.016
4	都道5号線	(新青梅街道)	上立野交差点	0.032	0.020	0.027	0.016	0.024
5	都道5号線	(新青梅街道)	奈良橋庚申塚交差点	0.03	0.017	0.023	0.017	0.030
6	都道5号線	(新青梅街道)	清水五丁目交差点	0.034	0.021	0.029	0.016	0.023
7	都道43号線	(芋窪街道)	上北台団地東交差点	0.026	0.014	0.020	0.012	0.016
8	都道5号線	(青梅街道)	東大和中央交差点	0.028	0.018	0.021	0.012	0.018
9	都道43号線	(芋窪街道)	桜街道交差点	0.028	0.017	0.022	0.013	0.020
10	市道2号線	(桜街道)	桜が丘交差点	0.025	0.017	0.021	0.012	0.019
11	都道5号線	(青梅街道)	東大和市駅前交差点	0.028	0.019	0.022	0.015	0.023
12	都道43号線	(芋窪街道)	玉川上水駅北交差点	0.027	0.018	0.025	0.018	0.022
13	市道1号線	(用水北通り)	用水北交差点	0.029	0.016	0.023	0.017	0.021
14	市道1号線	(用水北通り)	青梅橋東交差点	0.025	0.018	0.021	0.018	0.017
15	都道5号線	(新青梅街道)	南高木交差点	0.031	0.025	0.023	0.016	0.028
16	都道5号線	(新青梅街道)	高木3-375先交差点	0.028	0.021	0.023	0.017	0.024

参考：都内の窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）の排出量を見ると、NOxの約4割、PMの約4分の1が自動車（建設機械等を含む。）から排出されています。自動車の排気ガス排出量のうち、窒素酸化物の約8割、粒子状物質のほとんどがディーゼル車によるものです。（東京都環境局発行・東京都環境白書2018抜粋）

(表4.1.1 自動車排出ガス大気汚染状況調査測定結果)

光化学スモッグ（環境対策課）

光化学スモッグは、自動車や工場等から排出される窒素酸化物と炭化水素が、紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的汚染物質を生成することにより発生します。

東京都では、都内を8地域に分けて、光化学スモッグが発生しやすい4月から10月までの間、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合に、光化学スモッグ注意報等を発令しています。

東大和市は多摩北部地域に属し、奈良橋（市立第一小学校敷地内）に基準測定点があります。

発令基準 学校情報：オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき

注意報：オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するとき

警報：オキシダント濃度が0.24ppm以上で継続するとき

市では、注意報等の発令時には、市公共施設での看板の掲出及び「東大和市安全・安心情報サービス」「東大和市公式LINE」を活用して市民に注意を呼びかけています。また、東京都ではインターネットやメールによる情報提供も行っています。

（東京都環境局のホームページ <https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>）



（図 4-1-4 多摩北部地域区分け）

（単位：回）

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
学校情報	0 (1)	1 (0)	3 (4)	5 (3)	1 (1)	2 (0)	0 (0)	12 (9)
注意報	0 (0)	0 (0)	0 (2)	3 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (4)

※（ ）内の数字は前年度の発令回数です。

※ 警報の発令はありませんでした。

（表 4-1-2 多摩北部地域光化学スモッグ注意報等発令状況）

大気汚染情報（PM2.5等）（環境対策課）

東大和市奈良橋に東京都環境局が設置した大気汚染常時監視測定局があり、常時速報として公表されています。

（東京都環境局ホームページ <https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

：大気環境＞大気汚染対策＞大気汚染防止に関する都の取組＞大気汚染測定結果ダウンロード）

東大和市奈良橋測定局におけるPM2.5の測定結果は、次のとおりです。

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度
年平均値	8.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	8.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	9.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	10.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
1日平均値の98%値	20.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	19.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	18.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	25.0 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	22.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

※PM2.5の環境基準：1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が年間の低い方から98%に相当する値が、35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

（表4-1-3 東大和市奈良橋測定局PM2.5測定結果）

騒音・振動対策の推進

航空機騒音調査（環境対策課）

市では、市民体育館屋上において、航空機の通過状況や騒音レベルの測定を年2回行っています。この調査は立川基地を離発着する航空機を対象にしていますが、それ以外にも警視庁や東京消防庁のヘリコプター等市内の上空を通過する航空機についても騒音の有無に係わらず飛行回数に加えています。なお、東大和市は、航空機騒音に係る環境基準の地域に該当していませんが、参考値として旧環境基準のWECPNL(加重等価継続感覚騒音レベル)と比較しています。

調査状況

	第一回	第二回
測定日時	令和5年11月22日(水) 9:00~16:32	令和6年2月28日(水) 9:00~11:20 ※測定機器故障のため途中中止
測定場所	東大和市 Rond みんなの体育館 屋上	
気象状況	快晴、北風	快晴、北風
暗騒音	≤50dB(A)	
測定項目	機種及び飛行時刻、騒音ピークレベル、飛行コース	

※暗騒音とは、騒音の周辺環境に発生している対象騒音以外の相対的騒音です。対象騒音と暗騒音の騒音量の差が10dB以上あれば、暗騒音による影響は受けないと考えられます。

（表4-1-4 航空機騒音調査状況）

調査結果

	第一回	第二回
飛行回数・機数	9回・9機	5回・5機
60dB≤	7回、259秒	5回、114秒
70dB≤	4回、44秒	2回、15秒
80dB≤	0回、0秒	0回、0秒

（表4-1-5 航空機騒音調査結果）

時間帯別飛行機数と騒音レベル

時間	第一回								第二回							
	飛行機数	60dB以上 70dB未満		70dB以上 80dB未満		80dB以上		ピーク レベル (dB)	飛行機数	60dB以上 70dB未満		70dB以上 80dB未満		80dB以上		ピーク レベル (dB)
		回数	継続時間 (秒)	回数	継続時間 (秒)	回数	継続時間 (秒)			回数	継続時間 (秒)	回数	継続時間 (秒)	回数	継続時間 (秒)	
9:00~10:00	1	1	18	0	0	0	0	68	5	5	114	2	15	0	0	78
10:00~11:00	4	4	178	3	43	0	0	76								
11:00~12:00	3	1	30	1	1	0	0	71								
12:00~13:00	0	0	0	0	0	0	0	0								
13:00~14:00	1	1	33	0	0	0	0	70								
14:00~15:00	0	0	0	0	0	0	0	0								
15:00~16:00	0	0	0	0	0	0	0	0								
16:00~17:00	0	0	0	0	0	0	0	0								
17:00~	-	-	-	-	-	-	-	-								
計	9	7	259	4	44	0	0	Max.76	5	5	114	2	15	0	0	Max.78

(表 4-1-6 航空機騒音調査・時間帯別飛行機数と騒音レベル)

種類別の飛行回数

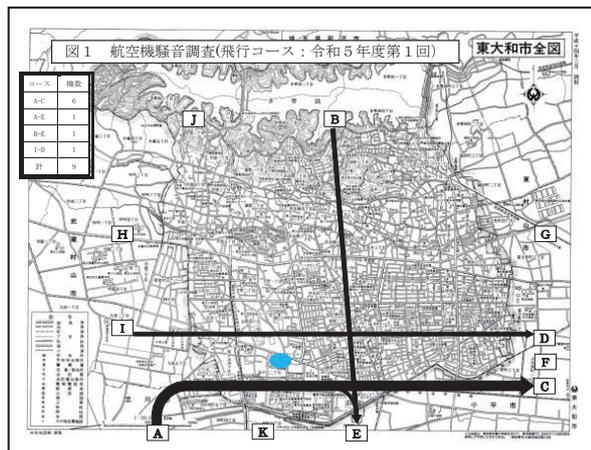
種 類		第一回		第二回	
		飛行機数		飛行機数	
ヘリコプター	自衛隊	9 (12)	3 (1)	3 (10)	2 (0)
	米軍		0 (0)		0 (2)
	警視庁		3 (2)		1 (4)
	東京消防庁		1 (5)		0 (3)
	民間		2 (2)		0 (1)
	所属不明		0 (2)		0 (0)
飛行機	自衛隊	0 (0)	0 (0)	2 (4)	1 (3)
	米軍		0 (0)		0 (0)
	民間		0 (0)		0 (1)
	所属不明		0 (0)		0 (0)

※ () 内は、前年度の回数です。

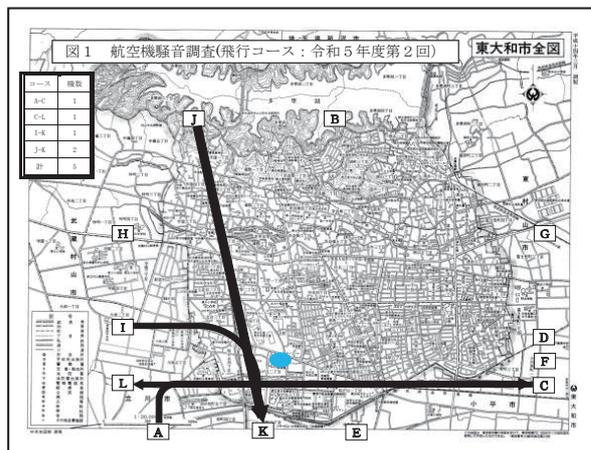
(表 4-1-7 航空機騒音調査・種類別飛行回数)

飛行コース

立川基地に所属する航空機の飛行訓練（旋回）空域は東大和市を北限としているため、飛行コースはほぼ決まっています。第一回目は、大半が立川基地方面から市民体育館南側を通過後、東の小平方面へ飛行しました。第二回目は、入間方面から立川方面へ南下する飛行機が見られました。飛行高度については、ほぼ一定の高度で飛行しているように感じられました。



(図 4-1-8 航空機騒音調査・第一回飛行コース)



(図 4-1-9 航空機騒音調査・第二回飛行コース)

加重等価継続感覚騒音レベル (WECPNL)

加重等価継続感覚騒音レベルは、第一回は約 53WECPNL で、前年度の約 52WECPNL よりやや高くなりました。第二回は約 52WECPNL で前年度の同約 58WECPNL より低くなりましたが、測定数が少ない影響があるかもしれません。

東大和市は航空機騒音に係る環境基準の地域類型に指定されておらず、また、平成 25 年 4 月から施行された新環境基準 (Lden) に定められた測定方法と異なるため環境基準との比較は難しいですが、地域類型 I の旧環境基準値である 70WECPNL 以下でした。

※新環境基準は Lden (時間帯補正等価騒音レベル) で、飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わるまでの人が受ける騒音エネルギーを測定するものです。



陸上自衛隊 UH-1H 機



陸上自衛隊 OH-6D 機

主要幹線道路交通騒音・振動調査（環境対策課）

市では、市内主要幹線道路ごとの道路交通騒音・振動の状況を監視するため、年1回、4地点で24時間調査を実施しています。

自動車走行に伴い発生する騒音・振動は、交通量、渋滞、速度等が大きく影響を及ぼしています。

また、道路の舗装構造によっても異なり、主要幹線道路である新青梅街道、芋窪街道は低騒音舗装構造が採用されています。道路交通振動では、路面に亀裂やマンホール等による段差がある場合や硬度の路面構造としているかどうか等でも発生状況が異なります。

この調査結果については、東京都へ報告しています。

調査方法

主要地方道の交差点から次の交差点までの間を1区間とし、この区間内で代表する地点の騒音、振動、交通量を24時間測定（毎正時10分補正なし）しました。

測定日：令和5年12月20日（水）～12月21日（木）

（単位：dB）

幹線名		測定結果	時間の区分			
			騒音		振動	
			昼間 (6～22時)	夜間 (22～6時)	昼間 (8～19時) (※8～20時)	夜間 (19～8時) (※20～8時)
都道5号線 (新青梅街道)	奈良橋 庚申塚 交差点東	測定値	70	66	55	52
		環境基準値	70	65	—	—
		要請限度	75	70	65	60
		交通量	約 40,458台/日			
都道5号線 (青梅街道)	東大和 中央 交差点北	測定値	61	56	47	40
		環境基準値	70	65	—	—
		要請限度	75	70	65	60
		交通量	約 8,616台/日			
	奈良橋川 村山橋東	測定値	66	59	35	23
		環境基準値	70	65	—	—
		要請限度	75	70	65	60
		交通量	約 7,668台/日			
都道43号線 (芋窪街道)	桜街道 交差点北	測定値	66	62	46	45
		環境基準値	70	65	—	—
		要請限度	75	70	70	65
		交通量	約 17,340台/日			

※芋窪街道の振動の時間区分は昼間（※8時～20時）、夜間（※20時～8時）となります。

（表 4-1-10 主要幹線道路交通騒音・振動調査の測定結果）

ダイオキシン類の大気環境調査（環境対策課）

市内の2施設の屋上において、年2回ダイオキシン類の濃度を測定しています。

調査時期 毎年概ね8月と2月の各1週間

調査地点 上北台市民センター、狭山公民館

分析対象 ダイオキシン類物質41種類

環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下

調査結果 環境基準を大きく下回るとともに、ここ数年は減少傾向にあります。

(単位:pg-TEQ/m³)

測定地点	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	平成31年度
上北台市民センター	0.0087	0.011	0.011	0.013	0.021
狭山公民館	0.0069	0.011	0.012	0.013	0.020
年間平均値	0.0078	0.011	0.012	0.013	0.021

(表4-1-11 ダイオキシン類濃度の経年変化)



上北台市民センター 屋上



狭山公民館 屋上

水質汚濁防止対策の推進

市内三河川水質調査（環境対策課）

市では、市内を流れる河川（空堀川・奈良橋川・前川）の水質状況を把握するため、年4回（5月、8月、11月、2月）水質調査を実施しています。

※環境基準が適用される類型指定は空堀川のみです。

	空堀川		奈良橋川		前川		環境基準（A類型） ※空堀川のみ適用
	下砂橋	清水橋	宮田橋	空堀川 合流点	東邦分 譲地下	本村橋	
気温（℃）	19.6	19.9	19.1	21.6	20.0	18.8	—
水温（℃）	25.5	21.6	16.3	20.8	18.6	18.6	—
流量（m ³ /S）	0.052	0.082	0.021	0.015	0.009	0.012	—
pH	8.0	7.9	7.2	8.4	7.2	7.3	6.5以上8.5以下
BOD（mg/ℓ）	1.5	1.4	1.0	1.7	2.0	1.9	2mg/ℓ以下
SS（mg/ℓ）	5.0	7.0	4.0	7.7	7.0	5.0	25mg/ℓ以下
DO（mg/ℓ）	8.6	10.6	10.5	11.8	9.7	10.8	7.5mg/ℓ以上
大腸菌数 （MPN/100ml）	92.5	140					300CFU/100ml以下
カドミウム（mg/ℓ）	<0.0003		<0.0003		<0.0003		0.003以下
鉛（mg/ℓ）	<0.001		<0.001		<0.001		0.01以下
砒素（mg/ℓ）	<0.001		<0.001		<0.001		0.01以下
シアン（mg/ℓ）	<0.02		<0.02		<0.02		検出されないこと
総水銀（mg/ℓ）	<0.0005		<0.0005		<0.0005		0.0005以下
六価クロム（mg/ℓ）	<0.02		<0.02		<0.02		0.05以下

※この数値は、年4回の平均値としています。

※アンダーラインは、環境基準を超えたものです。

※各項目については、P92ページの用語解説を参照してください。

※シアン(mg/ℓ)は0.02が定量下限値です。

※この調査結果については、東京都へ報告しています。

（表 4・1・12 市内三河川水質調査測定結果）



空堀川 清水橋付近

空堀川通日水質調査 (環境対策課)

空堀川の流域4市(武蔵村山市、東大和市、東村山市、清瀬市)では、快適な水辺環境の創出と水量の確保を目指し、合同で水質調査を毎年実施しています。

この通日調査は1日の汚濁負荷量と流量変動の把握を目的とし、清水橋付近で年1回11月に午前10時から翌朝午前10時までの2時間間隔(午前0時から午前6時の間は3時間間隔)で実施しています。

測定日 令和5年11月14日(火)~15日(水)

	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00	22:00	0:00	3:00	6:00	8:00	10:00
気温(°C)	17.0	14.5	21.2	15.4	12.2	9.0	10.0	8.8	8.0	7.4	8.8	12.8
水温(°C)	17.0	17.0	19.8	19.5	17.8	17.2	16.2	15.8	16.2	16.0	15.8	17.2
色相	淡褐色				(淡褐色)			(淡黄色)			淡黄色	
臭気	弱川藻臭											
透視度(cm)	>50	>50	>50	>50	(>50)	(>50)	(>50)	(>50)	(>50)	>50	>50	>50
流量(m³/S)	0.068	0.064	0.052	0.047	0.052	0.042	0.058	0.050	0.058	0.050	0.055	0.050
pH	7.4	7.5	7.5	7.5	7.4	7.3	7.3	7.2	7.4	7.3	7.5	7.7
BOD(mg/l)	1.1	1.4	1.5	1.3	1.6	1.6	1.5	1.5	1.7	1.5	1.5	1.7
SS(mg/l)	4	3	3	3	4	5	5	5	6	6	4	7
DO(mg/l)	9.3	10.3	10.7	9.3	7.7	7.6	7.5	7.6	7.7	7.6	7.8	9.6

※色相、透視度欄の()は、電灯を介したものです。
 ※pH、BOD、SS、DOの表記はP96の用語解説を参照してください。
 ※アンダーラインは、環境基準の範囲外のもです。

(表 4-1-13 空堀川通日水質調査測定結果)

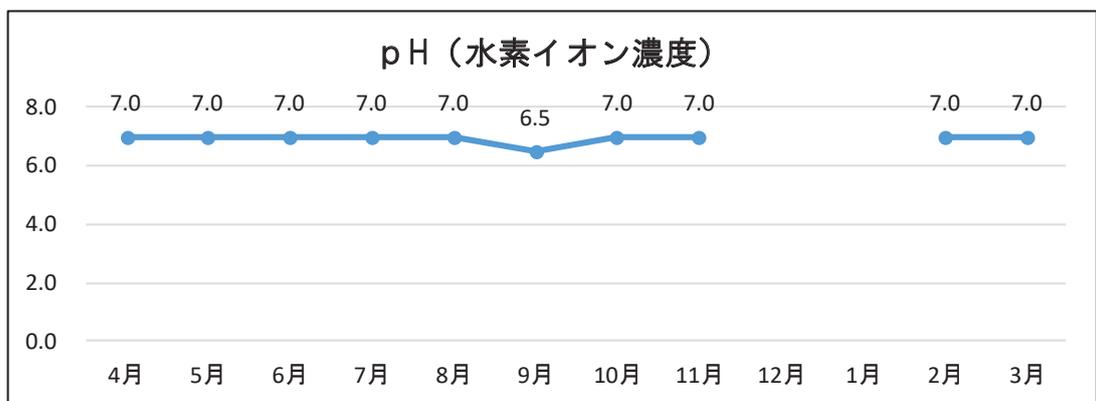
二ツ池水質調査 (環境対策課)

市では、二ツ池の水質状況を把握するため、月1回パックテストによる簡易調査を実施しています。令和5年度は、池の水を抜く「かいぼり」を実施したため、12・1月は欠測となりました。

① pH(水素イオン濃度)は、概ね一定の中性(7.0)付近で安定していました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
pH(水素イオン濃度)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	6.5	7.0	7.0	—	—	7.0	7.0

(表 4-1-14 二ツ池水質調査(pH)測定結果)



(図 4-1-15 二ツ池水質調査(pH)測定結果)

② COD（化学的酸素要求量）

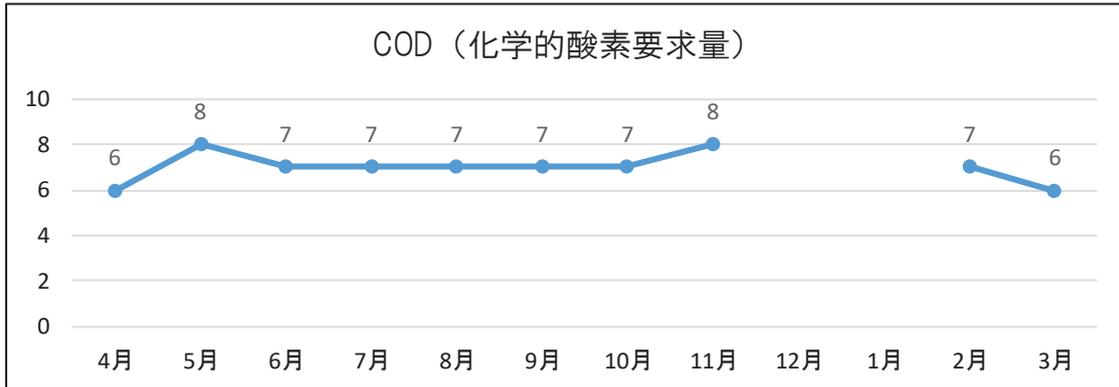
COD は、年間を通して概ね 7mg/ℓ前後と、一定の数値で安定していました。

（単位：mg/ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
COD（化学的酸素要求量）	6	8	7	7	7	7	7	8	—	—	7	6

（表 4・1・16 ニツ池水質調査（COD）測定結果）

（単位：mg/ℓ）



（図 4・1・17 ニツ池水質調査（COD）測定結果）

③ DO（溶存酸素量）

DO は、6月～10月にかけて 2 mg/ℓ 以下になるなど、非常に低い数値となりましたが、かいぼり準備で池に人が入った 11月と、かいぼり以降に大きな改善が見られました。

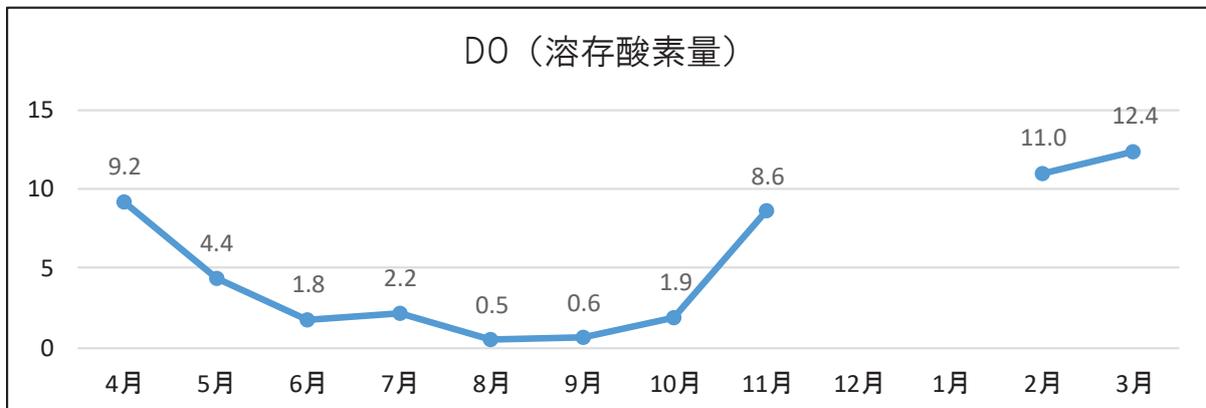
（単位：mg/ℓ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
DO（溶存酸素量）	9.2	4.4	1.8	2.2	0.5	0.6	1.9	8.6	—	—	11.0	12.4

※一般に、魚類は DO が 2 mg/ℓ 以下になると生息できなくなると言われています。

（表 4・1・18 ニツ池水質調査（DO）測定結果）

（単位：mg/ℓ）



（図 4・1・19 ニツ池水質調査（DO）測定結果）

④ 透視度・水深

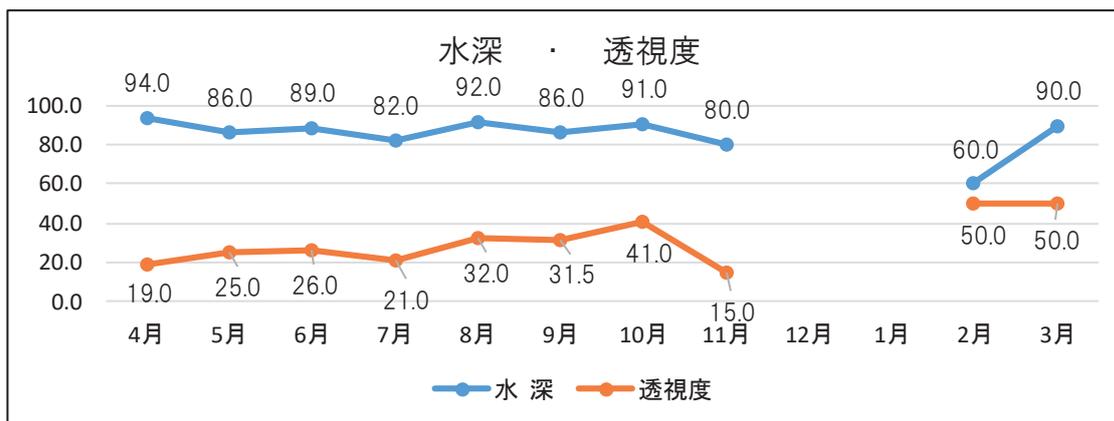
令和4年度以降、浮遊物により透明度が著しく低下していました。11月のかいぼりにより、透明度が回復しました。

(単位：cm)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水深	94.0	86.0	89.0	82.0	92.0	86.0	91.0	80.0	—	—	60.0	90.0
透視度	19.0	25.0	26.0	21.0	32.0	31.5	41.0	15.0	—	—	50.0	50.0

(表 4-1-20 ニツ池水質調査(水深・透視度)測定結果)

(単位：cm)



(図 4-1-21 ニツ池水質調査(水深・透視度)測定結果)

⑤ 色相・臭気

色相は茶色系で、底のヘドロ状の土が舞って濁っている状態でした。臭気は6月以降の水温の上昇に伴い腐敗臭が顕著になりました。腐ったスイレンの葉の堆積に起因すると思われましたが、かいぼり後には大幅に軽減しました。

地下水(有機塩素系化合物)水質調査(環境対策課)

市では、地下水の汚染状況を把握するため、年1回6地点で地下水の有機塩素系化合物の濃度を調査しています。

調査方法 市内6地点(芋窪・蔵敷・奈良橋・高木・狭山・清水地区)の井戸から採取し、分析。

測定項目 1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

調査日 令和5年12月7日(木)

調査結果 全ての項目において環境基準に適合していました。

(単位：mg/l)

調査地区	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
芋 窪	0.001未満	0.001未満	0.001未満
蔵 敷	0.001未満	0.001未満	0.001未満
奈良橋	0.001未満	0.001未満	0.001未満
高 木	0.001未満	0.001未満	0.001未満
狭 山	0.001未満	0.001未満	0.001未満
清 水	0.001未満	0.001未満	0.001未満
環境基準	1以下	0.01以下	0.01以下
定量下限値	0.001	0.001	0.001

(表 4-1-22 地下水水質調査測定結果)

●気候変動適応策などの推進

地球温暖化の進行がもたらす気候変動等により懸念される影響は、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減と吸収対策を最大限実施したとしても完全には避けられず、影響に備えるための「適応」が必要だとされています。平成30年12月、「気候変動適応法」が施行され、地方自治体は、その区域における適応の推進に努めること、その区域において活動する事業者等の適応を情報面から促進するように努めることが責務とされています。令和2年10月26日の臨時国会における内閣総理大臣所信表明演説では、国内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」が宣言されました。また、令和3年3月2日「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設等が追加されました。同年10月22日には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

豪雨対策

水防訓練 (防災安全課)

大雨に備えるために、雨が多く降る時期の前に、防災関係機関及び市民の協力のもと、「水防訓練」を実施し、実災害時の対応能力の向上を図りました。

実施日 令和5年5月28日(日)

参加機関等 市職員、東京消防庁北多摩西部消防署、東大和警察署、東大和市消防団
東京消防庁災害時支援ボランティア、東京都、市民

令和5年度の風水害等状況 (防災安全課)

令和5年度は、以下のとおり大雨等により職員が参集し対応しました。

- 1 大雨(令和5年6月2日～3日)
 - ・被害 道路冠水
- 2 短時間大雨(令和5年9月20日)
 - ・被害 道路冠水
- 3 大雪(令和6年2月5日～6日)
 - ・被害 電線垂れ下がり、枝折れ

雨水排水管等の清掃(道路交通課〔都市基盤課〕)

道路冠水を軽減するため定期的に点検を行い、清掃が必要な雨水排水管及び雨水集水ます、雨水浸透井を清掃しました。

開発事業における雨水貯留・浸透施設の設置の協議(都市づくり課)

開発事業の施行に際して雨水の流出抑制を図るため、開発区域内の雨水貯留・浸透施設の設置について協議しました。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

熱中症対策（健康推進課）

保健センターにおいて熱中症予防対策啓発ポスターを掲示して、来庁者にリーフレット等配布し熱中症の危険性に対する呼びかけを行いました。また、気象庁及び環境省から熱中症警戒アラートが発表された日は、市内各施設に情報提供を行い、タペストリーの掲示の依頼に加えて、夏季期間は庁用車に注意啓発マグネットの掲示を行いました。



暑さ対策（土木公園課〔都市基盤課〕）

東京都では、人の感じる暑さを緩和する対策として、東京都環境公社の地域環境力活性化事業の補助メニューにおいて、暑さ対策事業を促進しています。市では、この補助制度を活用し、快適に利用できる環境を進めており、令和5年度は、末広公園改修工事でパーゴラを1基採用し、利用環境の更なる充実を図りました。



末広公園 パーゴラ

●環境美化の推進

美術工芸品（モニュメント）等の維持管理（都市づくり課）

美術工芸品（モニュメント）27体及び東やまと20景銘板の維持管理を行うとともに、美術工芸品の設置場所や由来を紹介したモニュメントマップをホームページ上に公開し、ウォーキングマップと連携することでPRに努めました。



きつねの嫁どり（仲原緑地）



カ石（東大和市 Rond みんなの体育館・正面北側）



鳥と子供たち（東大和市駅前）



木綿緋（多摩湖・展望公園内）



俵かつぎ（上仲原公園・山の上）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

飼い主のいない猫不妊去勢手術費助成金（環境対策課）

飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、市民の快適な生活環境を保持するとともに、人と猫との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的に、東大和市飼い主のいない猫対策事業を実施し、不妊・去勢手術に要する費用の一部を助成しました。

また、飼い主のいない猫対策として、「地域猫活動」の普及啓発に努めました。



手術内容	不妊（メス）		去勢（オス）	
	件数	助成単価	件数	助成単価
令和 2 年度	79 件	5,000 円	70 件	5,000 円
3 年度	44 件	5,500 円	40 件	5,500 円
4 年度	21 件	5,500 円	22 件	5,500 円
5 年度	10 件	5,500 円	20 件	5,500 円

（表 4・1・23 不妊去勢手術助成件数）

飼い主のいない猫不妊・去勢手術用捕獲器、猫よけ器貸出（環境対策課）

飼い主のいない猫不妊去勢手術費制度を活用する際に、捕獲器を所持していない市民に対して、捕獲器の貸出しを、また、猫による被害で困っている市民に対して、猫よけ器（超音波発生装置）の貸出しを行いました（令和 4 年度は捕獲器 25 件、猫よけ器 9 件の貸出）。

貸出品目	貸出件数	備 考
捕 獲 器	23 件	1 回につき 2 週間の貸出し。飼い主のいない猫不妊去勢手術の目的のみ
猫よけ器	4 件	1 回につき 1 か月の貸出し。1 回のみ

（表 4・1・24 飼い主のいない猫不妊去勢手術用捕獲器・猫よけ器貸出し件数）

飼い主のいない猫対策セミナー（環境対策課）

市内から猫の被害を減らすことを目的に、飼い主のいない猫対策についての周知及び地域猫活動ボランティアの増加を図るため、平成 30 年度から東大和市飼い主のいない猫対策セミナーを開催しており、令和 5 年度については、第 6 回東大和市飼い主のいない猫対策セミナーを開催しました。

講 座 名	開 催 内 容
第 6 回東大和市飼い主のいない猫対策セミナー	開 催 日 令和 6 年 2 月 23 日（土） 開催場所 市役所会議棟 第 6～8 会議室 講 師 黒澤 泰（元横浜市保健所職員） 講座内容 「みんなで解決！猫トラブル～地域猫活動のすすめ～」 参加者 23 人

（表 4・1・25 飼い主のいない猫対策セミナー）

地域における猫の保護・譲渡等支援（環境対策課）

市内で発生した多頭飼育崩壊や飼い主が健康上の理由等で猫の飼育継続が困難になるなどの問題に対し、相談体制を整備するとともに、保護・譲渡等にかかった費用の助成制度を整備することで、地域の動物問題の解決を図りました。

相談窓口の設置 動物飼養相談員により対応（週1回3名による交代勤務）

飼い主等からの保護猫頭数 30頭

保護ボランティアの登録 9人

喫煙マナーアップキャンペーン（環境対策課）

市では、たばこのポイ捨て禁止について、東京都たばこ商業協同組合連合会東大和支部や日本たばこ産業株式会社（JT）と協力して、イベント開催時等に、たばこポイ捨て禁止マナーアップキャンペーンを実施しています。令和5年度は、「東大和市環境市民の集い」において、たばこのポイ捨て禁止を呼びかける啓発活動を実施しました。

公衆喫煙所の整備（環境対策課・総務管財課〔総務課〕・生涯学習課）

令和2年4月1日、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例が全面施行されました。市では、受動喫煙を生じさせることのない社会環境整備の推進を図ることを目的に、市内6か所に屋外公衆喫煙所を整備して、清掃等の維持管理を行いました。

設置場所	東大和市役所、市民会館、東大和市駅前、玉川上水駅前、上北台駅前、上仲原公園
------	---------------------------------------

（表 4・1・26 公衆喫煙所の整備）



東大和市駅前公衆喫煙所



上仲原公園公衆喫煙所

不法投棄防止巡回パトロール（環境対策課）

平日の午前8時から午後4時まで、資源ステーションからの資源物持ち去り行為の防止及び不法投棄防止対策として市内のパトロールを委託により行いました。

●適正な土地利用の誘導

空き地の適正管理のための指導（防災安全課）

市民からの情報提供により、防災、防犯の観点から空き地の所有者に対し、適正な管理をするよう指導・助言をしました。

- ・雑草については、土地所有者からの依頼に基づき市で雑草除去の委託代行をしました。

土地所有者等への雑草除去等依頼件数	9件
市への雑草除去委託件数	7件

空き家の適正管理のための通知（都市づくり課）

周辺市民等から相談の寄せられた空き家の所有者に対し、適正な管理を求める通知を送付しました。

- ・送付件数 延べ25件

●アスベスト対策等の推進

建物解体時等の廃石綿、石綿含有建材、PCB廃棄物等の適正処理についての適切な情報提供及び啓発（環境対策課）

健康被害の未然防止に向けて、建物解体時等の廃石綿及び石綿含有建材、PCB廃棄物の適正処理などについてパンフレット等を配布して、情報提供に努めました。また、令和4年4月1日から施行された大気汚染防止法の改正により、建築物等の解体・改修時に事前調査の実施及び事前調査結果の報告（対象要件有り）が義務付けられ、事業者等への周知に努めました。

水銀使用製品の分別収集等による水銀の拡散防止（環境対策課）

水銀を含む製品（有害ごみ）の収集量は、次のとおりです。

年度 品目	令和5年度 (kg)	令和4年度 (kg)	令和3年度 (kg)	令和2年度 (kg)	平成31年度 (kg)
乾電池	20,680	21,930	22,760	23,510	21,230
蛍光管	4,957	5,618	6,613	8,179	7,476
体温計（電子含む）	10	0	30	0	0

（表4-1-27 水銀を含む製品（有害ごみ））

●放射線測定と測定値の公表の実施

- ・放射線量測定：市役所本庁舎中庭の空間放射線量の測定を実施しました。測定結果については、ホームページに掲載しました。
- ・空間放射線量測定器の貸出：
市民に対し、空間放射線量測定器の貸出を行いました。
令和5年度貸出し件数 7件
- ・食品放射性物質簡易検査：
学校給食センター及び市内保育園で給食に使用する食材等の放射性物質簡易検査を実施しました。この結果は、ホームページにおいて公表をしています。
令和5年度食品放射性物質簡易検査件数 57件（全ての測定で基準値を以下）
※令和5年12月をもって、本事業は廃止としました。

●その他の安全施策

防犯パトロール（防災安全課）

子どもたちの安全を確保し、防犯の強化を図るため、青色回転灯を装着したパトロール車を活用し、小学校や中学校及び学童保育所等を中心に下校時等の防犯パトロールを実施しています。

また、市に申請した団体に対して、防犯パトロール用の帽子・腕章・保安指示灯等を支給して、自主的に防犯パトロールに協力していただきました。

安全安心情報送信サービス（防災安全課）

不審者出没情報等、子どもたちの安全に関する情報を携帯電話やパソコンに電子メールで送信しています。令和5年度の安全安心情報送信サービスの延べ登録者数は9,654件（前年度9,603件）で、不審者出没情報等の送信件数は43件（前年度112件）でした。

商店街の活性化（産業振興課）

市では、市内の商店街の振興を図るため、市内の商店街と東大和市商工会が実施した祭り等のイベントに対する助成を行っています。また、商工会が実施した「市内空き店舗活用事業」に対して補助を行っています。商店街は、各地域の市民が利用する身近な商店であり、市内の商店街での買い物は、自動車の利用による排出ガスの抑制と徒歩や自転車で「エコな買い物」ができる省エネルギー対策です。

学校安全ボランティア(教育総務課)

子どもたちが安心して教育が受けられるよう、スクールガード（学校安全ボランティア）の養成及びスクールガード・リーダーによる学校の巡回指導を実施しています。また、スクールガードは通学路等で児童・生徒の見守りを行っています。

- ・スクールガードのボランティア傷害保険加入者：36人

防犯カメラの設置（土木公園課〔都市基盤課〕）

平成31年度から、子どもたちが安心して遊べるよう、また公園の防犯機能向上を目的とし、高木公園に2台、上仲原公園に3台の防犯カメラを設置して、適切な維持管理に努めました。



高木公園防犯カメラ



上仲原公園防犯カメラ

4.2 地産地消の普及促進と都市農業の推進

農地は、新鮮で安全安心な農産物を供給するという本来の機能のほかに、快適な住環境の提供や食育の推進、防災空間の創出などの多様な機能を果たしています。農地の分散化が余儀なくされている中で、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を推進し、フードマイレージを減らすなど、イベント等を通して地場農産物の紹介や普及啓発に努めています。また、学校給食における地場農産物の利用拡大を図りました。

●地産地消農業の推進

環境にやさしい農業の推進（産業振興課）

市内には、化学合成農薬や化学肥料を可能な限り少なくする、環境保全型農業を推進している農業生産者が多くいます。

東京都エコ農産物認証取得者数（産業振興課）

東京都エコ農産物認証制度は土づくりを基本として、化学合成農薬と化学肥料を、農産物の種類・作型ごとに都が定めた基準より25%以上削減して生産した農産物を都が認証する制度です。市内で認証取得された農産物は、市内のスーパーマーケットや直売所でも販売されています。

年度	人数（人）
平成 31	9
令和 2	8
3	8
4	8
5	8



（表 4.2.1 東大和市における東京都エコ農産物認証取得者数）

農産物ブランド化の推進（産業振興課）

東大和市の代表的な農産物として「狭山茶」と「多摩湖梨」があります。

「狭山茶」の品質及び生産の向上を図り、茶園経営の安定と特産地の形成と振興に資するため、狭山茶生産農家で組織する「東大和市茶園経営研究会」に補助を行いました。

また、毎年9月には、市内梨農家による「多摩湖梨」の品評会が行われています。



多摩湖梨の品評会

持続可能な農業の推進

GAP（ギャップ）の普及（産業振興課）

GAP（Good Agricultural Practice）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。これを多くの農業生産者や、産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。市では、今後とも、継続して「GAP」の導入を支援していきます。

●地場農産物利用の推進と意識啓発

学校給食における地場農産物の利用（教育総務課）

学校給食では、地場農産物を食材として活用しています。活用にあたっては、東京みどり農業協同組合東大和支店や東大和市蔬菜園芸組合、東大和市果実生産組合の協力を得て、新鮮な食材が提供され、学校給食センターで調理して、小・中学校に配食しています。

（単位：kg）

品目	令和5年度 地場農産物使用量	令和4年度 地場農産物使用量	令和3年度 地場農産物使用量
じゃがいも	2,297	2,138	1,816
ほうれん草	31	76	61
里芋	868	789	815
人参	2,349	4,078	4,031
大根	2,563	2,546	2,046
きゅうり	0	24	
キャベツ	1,752	1,892	2,243
長ねぎ	1,669	2,525	1,972
玉ねぎ	684	270	1,157
白菜	695	1,238	1,085
小松菜	183	227	294
ごぼう	0	137	259
さつまいも	204	38	
にんにく	32.0	12.2	54
なす	132	142	115
野菜パウダー	20.45	2.83	0.76
梨	254	280	150
ブルーベリー	100	60	
合計	13,833.45	16,475.03	16,098.76

（表 4・2・2 学校給食における地場農産物使用量）

提供回数及び使用割合

令和5年度は、一年を通して113回使用。野菜類等の総使用量の約9.8%になります。
令和4年度は、一年を通して126回使用。野菜類等の総使用量の約11.3%になります。
令和3年度は、一年を通して115回使用。野菜類等の総使用量の約11.3%になります。

「フードマイレージ」とは？

直訳すると「食料の輸送距離」という意味です。

食料を輸送するには、燃料（エネルギー）の消費が必要です。

食料を輸送し消費者に届くまでの輸送距離から二酸化炭素の排出量を換算して数字で表したものが「フードマイレージ」です。

「フードマイレージ」の考え方は、生産地から消費地までの距離を短くし、環境への負荷を少なくしようというものです。国内産であっても、なるべく地元産の食材をとという点で「地産地消」と共通するものがあり、食料自給率の向上や食育の推進という観点からも注目されています。

フードマイレージを減らすには？

- ・ 原産地表示を確かめ、国産の食料品を選ぶ。
- ・ 地元の野菜コーナーや農産物直売所で食材を購入する。
- ・ 自宅の庭やベランダで自家栽培をする。

例：「地場野菜を利用すると」

前頁 表 4・2・2 の野菜 13,833.45 kg を北海道から陸路輸送したと仮定し、二酸化炭素の排出量に換算した場合、約 2,079 kg-CO₂（前年度約 2,476 kg-CO₂）の排出抑制ができると考えられます。

学校給食センター栄養士による小・中学校の食育等の実施（教育総務課）

学校給食センターでは、学校と連携を図り、学校給食を活用した食育及び学校給食センターでの社会科見学の受入れを実施しています。食育は、栄養士が各学校に訪問して講話を行うほか、栄養士が作成した食育動画 21 タイトルを東大和市公式動画チャンネルにアップしています。

社会科見学では、見学窓からの調理場見学や、入口に設置している体験用の回転釜を使用して大きなへらでかきまぜ体験を行っています。

令和5年度食育等の実施回数

栄養士の講話（学校実施）	77回
社会科見学、生活科見学の受入れ	12回



栄養士の講話



かきまぜ体験

食育推進ネットワーク（健康推進課）

市民の食育推進のために、保健、教育、福祉、農政と様々な分野の連携を図り、効果的な食育推進の活動を実践するための会議を開催しました。

回数	議題	開催年月日
第1回	令和5年度食育推進ネットワーク会議の運営取組について 食育月間パネル展について	R5. 5.17
第2回	食育月間パネル展についての実施報告 各課の食育推進取組状況等情報交換	R5. 9.25
第3回	令和6年度取組内容について 各課の食育推進取組状況等情報交換	R6. 2.19

（表 4・2・3 食育推進ネットワーク会議）

食育推進事業等（健康推進課）

食に関する関心と理解を深めるため、食育という分野のテーマに沿った事業を開催しました。

	令和5年度		令和4年度	
	内容	参加人数	内容	参加人数
1回	地元シェフと作ろう！イタリア料理教室	11人	地元シェフに教わろう！ おうちで本格イタリアン	8人
2回	夏休みに自分でランチ&デザートを作ろう！	11人	挑戦！手作りランチ&夏色ドリンク	8人
3回	お子さんの安心おやつにも！ あんフラワーケーキ作り	12人	時短にも災害にも役立つ ポリクック（ポリ袋調理法）	8人
4回	春休み・和スイーツに挑戦	7人	簡単♪おやつ作りに挑戦しよう！	7人

※場所：保健センター内

（表 4・2・4 食育推進事業等）



お子さんの安心おやつにも！あんフラワーケーキ作り



春休み・和スイーツに挑戦

地場農産物の市内流通量（産業振興課）

市内の農業者で組織する「東大和市農産物共同直売所運営委員会」では、平成13年にアンテナショップを開設して、市内の農地で生産された新鮮で安全な旬の野菜を提供し、地場農産物のイメージアップと消費拡大を図っています。アンテナショップ（市役所市民ロビー）や直売所（東大和市駅前）を継続出店することで、食の安全・安心に注目する地元消費者が増加しており、多くの地場農産物を地元で消費することで運営委員会の活動も一層充実が図られています。東大和市の代表的な農産物として、春にほうれん草、夏から秋に多摩湖梨、じゃがいも、秋からは里芋、大根、白菜等を販売して好評を得ています。

直売所の出店（産業振興課）

場 所	年度	売上高（万円）	売上高前年度 対比（%）	来客数（人）
共同直売所2箇所	平成31	約1,367	108.3	31,048
	令和2	約1,236	90.4	25,764
	3	約1,295	104.8	27,654
	4	約1,350	104.2	29,238
	5	約1,282	94.9	27,281

（表4-2-5 共同直売所売上高及び来客数）

直売所名	直売所の所在地	販売日	販売時間
市役所市民ロビー	中央3-930	毎週木曜日	9:00~12:00
東大和市駅前	桜が丘1-1330-19	毎週月・水・金曜日	14:30~18:30

（表4-2-6 共同直売所）



市役所市民ロビー



東大和市駅前

また、運営委員会の運営する共同直売所の他にも、JA東京みどりが運営する直売所（みどりっ子仲原店）などの直売所があり、東大和市の農産物を提供しています。

産業まつり（産業振興課）

開催日：令和5年11月4日（土）～11月5日（日） 会場：東大和市役所

産業まつり農業部門実行委員会と商工部門実行委員会を一つにまとめ、産業まつり実行委員会として「東大和産業まつり」を開催し、農業・商業・工業の振興を図っています。

野菜の直売をはじめとして楽しい催し物やイベント等を企画し、市民の農業への理解を深めています。また、農家等の協力による大きな「野菜宝船」の作成・展示や、この宝船の野菜配布を行うことで、農業への意識啓発に取り組んでいます。



野菜宝船

●農業とふれあう場の確保

市では、東大和市農業振興計画に基づき、「市民と共に育てる東やまと農業」の実現に取り組んでいます。

また、農地の管理を適正に行うため、「農地管理推進月間」（毎年9月1日～9月30日）を設けて、農業者の意識の高揚を図り、農業委員による巡回指導や肥培管理を推進しています。

「肥培管理」とは？

作物を栽培する時に、施肥、水やり、中耕、土寄せ、害虫駆除などを総合的に管理することをいう。

農地の状況（産業振興課）

市内の市街化区域内の農地は、相続等の発生や後継者不足により「宅地化」が進み減少傾向にあります。市では、市内の農業の振興を図り、農業の担い手を育成するため研修会等を実施しています。
(単位：㎡) (各年度1月1日現在)

年 度	市街化区域内の農地	市街化調整区域内農地	合 計
平成 31	589,109	7,858	596,967
令和 2	565,611	7,858	573,469
3	554,090	7,858	561,948
4	542,624	7,858	550,482
5	542,389	7,858	550,247

(表 4・2・7 市内における農地の状況)

生産緑地 (都市づくり課)

都市農業を支える生産緑地地区は、緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、都市環境の形成に資することを目的として定めるものであります。

営農により継続的に保全された農地は、都市部における緑地としての役割を担うとともに、雨水を地下浸透させる防災上の機能を有しており、地球温暖化防止にも寄与します。また、地場農産物は学校給食の食材として利用されており、地産地消の推進につながっています。

生産緑地地区は、相続の発生や後継者不足等により、減少傾向にあります。さらに、生産緑地地区の指定から30年が経過すると買取り申出が可能となり、多くの農地が宅地等に転用され、急激に減少することが考えられたことから、平成29年に生産緑地法の改正が行われ、新たに特定生産緑地制度が創設されました。

市では特定生産緑地指定に向け事務を進め、令和4年11月に特定生産緑地の指定を行いました。

生産緑地の告示面積及び面積推移は、15頁表2・2・4のとおりです。

農業生産集団育成事業 (産業振興課)

農業生産集団の育成及び経営の確保を図るため、次のような補助事業を実施しています。

- ① 茶産地推進事業 (茶園経営研究会)
- ② 畑地病害虫防除事業 (土壌病害虫防除対策協議会)
- ③ 蔬菜園芸栽培推進事業 (蔬菜園芸組合)
- ④ 果樹園芸栽培推進事業・梨、リンゴ (果実生産組合)
- ⑤ 果樹園芸栽培推進事業・栗 (栗研究会)

市民農園等の充実 (産業振興課)

市民農園の活用は、市民が余暇活動としての園芸等を通じて土に親しみ、農業に対する理解を深めてもらうことを目的としています。市では、2箇所(161区画)の市民農園の貸出しを行うことにより、農園活動を通して収穫することの喜びや新鮮な野菜を食する体験もできる貴重な場として市民に好評を得ています。※なお、奈良橋市民農園については、令和5年12月末閉園。

農園名称	区画数	1区画当たりの面積 (㎡)	農園の所在地
ファーマーズセンター	58	30	立野 1-9-2
奈良橋市民農園※	103	15	奈良橋 4-671-1
合計	161		

(表4・2・8 市民農園の区画数及び1区画当たりの面積)



奈良橋市民農園



ファーマーズセンター

農業体験農園（産業振興課）

新たな農業経営として、農地の保全や農業の担い手の育成等も期待できる「農業体験農園」が開園(1園)されています。農業のことが分からなくても、農具及び資材は一切不要で、種・苗・肥料等農園が全て用意し、農園主や経験豊かな方が親切に指導しています。

この農業体験農園の開設により、利用者が自主的に農園主の手助けをする等、地域農業のよき理解者の育成となっています。また、農薬を使用せずに農作物を栽培する区画等の増設を進めています。 ※（申込時期：毎年2月頃、利用できる期間：毎年3月～翌年1月）



農業体験農園「やすじいの農園」畑の学校

農業体験事業（産業振興課）

市民が農業にふれあう農業体験事業として、さつまいも掘り体験（参加人数67人）等を実施しました。多く子どもたちも参加し、自分の手で掘り、地場野菜に触れる貴重な体験となっています。また、保育園や学童クラブ等では、保護者が中心になり、子どもたちが楽しみながら野菜や果物のことを理解できるよう農家の協力を得て収穫体験を実施しています。

事業名	開催日	開催場所	参加者（人）
じゃがいも掘り体験	7月1日（土）	奈良橋 4-671-1	98
夏野菜収穫体験と食育講話	7月8日（土）	立野 2-17-1	71
さつまいも掘り体験	10月28日（土）	中央 1-566	67

（表 4・2・9 農業体験事業）



じゃがいも掘り体験



夏野菜収穫体験



さつまいも掘り体験

